明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（財務一八）　一

〔官庁報告〕
国家試験
平成二十三年度特別情報処理技術者試験（経済産業省）　六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、司法書士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会少年・刑事財政基金の支出に関する規則中一部改正・日本司法支援センターの特定情報提供業務にかかる報酬支払いに関する規則を廃止する規則制定関係　六
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○財務省令第十八号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十五条の三及び第五十五条の九並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条の五第一項第三号、第二項、第三項及び第六項、第十八条の九第三項、第二十一条並びに第二十六条の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月十一日

財務大臣　野田　佳彦

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「法第五十五条の三第一項第四号に掲げる資本取引のうち、居住者と他の居住者との間の対外支払手段又は債権の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引及び同項第十一号に掲げる資本取引」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の二　法第五十五条の三第一項第四号に掲げる資本取引のうち、居住者と他の居住者との間の対外支払手段又は債権の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引及び同項第十一号に掲げる資本取引

第五条第二項第二号から第六号までを次のように改める。

二から六まで　削除

第五条第二項第七号中「（当該支店等の設置又は拡張に係る資金の支払について、法第二十三条第一項の規定による届出をした場合を除く。）」を削り、同項第八号中「について同項の規定に基づき報告をしたところに従って、当該報告に係る金銭の貸付契約の履行として行った債権の発生等に係る取引（当該金銭の貸付契約に基づく債権の発生に係る取引について、法第二十三条第一項の規定による届出をしたものにあっては、当該届出をしたところに従って、当該届出に係る金銭の貸付契約の履行として行った債権の発生に係る取引に限る。）」を「（居住者による次に掲げる外国法人（外国法令に基づいて設立された法人をいう。以下同じ。）に対する対外直接投資に係るものを除く。）」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該居住者により所有される外国法人の株式の数又は出資の金額（以下「株式等」という。）の当該外国法人の発行済株式の総数又は出資の金額の総額（以下「発行済株式等」という。）に占める割合が百分の十以上である場合の当該外国法人

ロ　当該居住者により所有される外国法人の株式等と当該居住者により発行済株式等の全部を直接に所有されている者により所有される当該外国法人の株式等を合計した株式等の当該外国法人の発行済株式等に占める割合が百分の十以上である場合の当該外国法人

第五条第二項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　前号に掲げるもののほか、法第五十五条の三第一項第六号に掲げる資本取引のうち、居住者による次に掲げる金銭の貸付契約に基づく債権の発生等に係る取引

イ　金銭の貸付契約に基づく債権の発生に係る取引について法第五十五条の三第一項の規定に基づき報告をしたところに従って、当該報告に係る金銭の貸付契約の履行として行った債権の発生に係る取引

ロ　金銭の貸付契約に基づく債権の発生に係る取引について法第二十三条第一項の規定に基づき届出をしたところに従って、当該届出に係る金銭の貸付契約の履行として行った債権の発生に係る取引

ハ　金銭の貸付契約に基づく債権の変更に係る取引

ニ　金銭の貸付契約に基づく債権の消滅に係る取引（債権の放棄又は免除に係る取引を除く。）